

# 巨椋池湖岸聚落東一口の考察

吉 田 敬 市

## 一、緒 言

目下工事中の巨椋池干拓事業も、昭和十四年度中には大體完成の豫定であるから、爾後巨椋池は山城盆地から其の姿を消し、舊來の濕澤地は變じて良田と化するであらう。従つて湖岸に位する古い漁舟的聚落は、其の生産地域が消滅するから、必然的に他の職業に轉業せざるの餘儀なきにたち到つた。故に此等漁舟的聚落の生業轉革の一例として、湖西に位する久世郡御牧村東一口を其の題材に選び、之が發生より聚落形態・生産機能構成・聚落移轉等の問題につき地理學的考察を試んとするものである。

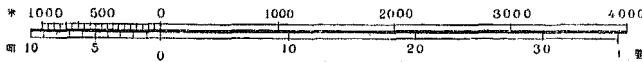
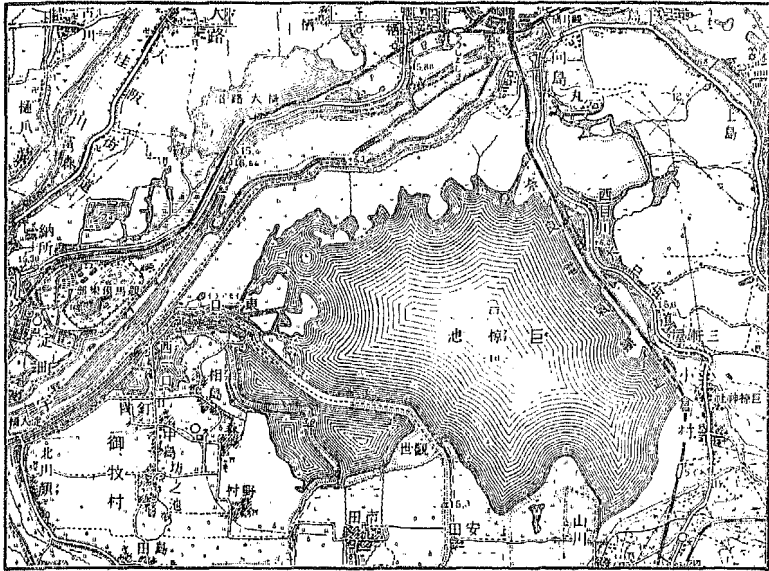
## 二、東一口の地形變遷と其の發生

東一口の地形變遷は、先づ巨椋池の地形變遷

を明かにするにある。巨椋池の變遷に就ては、既に本誌に於て論じた所であるから、其の重複の煩を省き、只東一口附近の地形變遷と其の現狀に就き考察しよう。巨椋池は時代が遡る程其の面積は大であつたらう。有史以後に於ても現在に幾倍かの面積を有してゐた。其の時代は東一口等の湖岸地域は勿論巨椋池の湖底であつた。木津・宇治・桂等の諸大川の流出する土砂堆積によつて、漸次湖岸にデルタを造り湖面は縮少し、現在の狀態に到達したのである。東一口の地も結局是等諸川の造つた島や洲の發達したものに外ならぬ。

巨椋池干拓用排水機設置工事施行時に當り、可知所長の御好意により、其の地質斷面を見學

第一圖 巨 椋 池



地 球

第二十二卷

第六號

四頁

五〇

するの機を得た。調査するに、上表より數尺以下は殆んど木津川筋の花崗岩霏亂による石英砂の堆積層で、十數尺に及んで青色の粘土層であつた。

之に據つて東一口附近の地は、木津川の堆積した土砂により造られたものであらう事は大體推察される。勿論、宇治川の流下せし土砂の堆積も考慮せねばならぬが、之は過去に於て湖岸に試錐が行はれた結果より照合して、宇治川の土砂堆積による事極めて少い事は大體明かである。

巨椋池の面積が今日より遙かに大であつた頃は、各川の流出した土砂が、其の川の流路の方向に幾つも並んでゐた事は、豊公伏見築城當時の圖を見ても明かであるし、又正確なる文献は之を明かに證明してゐる。此等の島や洲は今日小字名地名として湖岸に數多く

散見する所である。東一口の南方御牧には相島・中島・島田・坊之池・西河原・江ノ口・高河原等の如く、過去の地形を物語る幾多の地名を遺す他、淀は中世迄一の島であつたし、附近には今日尙葭島を始め、丸島・大島・東島等の新しい島を造つてゐる。又東一口の西端を河原島といふ。之も元は湖中の島であつたと思はれる。

右の丸島・大島・東島の三島は東一口の東に相接して鼎立する小島である。現在は水面より約五六尺程高い立派な耕地であるが、山田賀正氏藏の徳川中期の圖と思はれる巨椋池沿岸圖（漁業權の範圍を明記したもの）を見るに、右の島は全然記入されていない。記入の必要がなかつたのではない事は、圖の性質から明かである。故に當時右の島々は陸化してゐなかつたものと思ふ。徳川末期になつて小さい一島を記入した圖が何枚もあり、名は東一口田島とし、反別四反三畝二十六歩五石五斗八升一合と記入されてゐる。明治二十三年測量の參謀本部二萬分一地圖

を見ると小島二つを記入されてある。其の大きさは現在の三分の一にも及ばぬ。近年に於ける巨椋池沿岸地形發達の一端を知る資料として興味をひくものである。

現在の右三島は、中心を東一口の中央部北側に置いた東に展開する逆流デルタである。其の成因は、元、宇治川が巨椋池と連絡してゐた頃宇治川の逆流によつて作られたものである。即ち、洪水時になれば山城各河川の流出する水量が、淀附近に於て落合ひ、山崎の隘路を通つて流るるも、漸次下流への通水が閉され、木津川が最大流量を示す頃になれば、遂に宇治川へ逆流し従つて巨椋池へ逆流する。宇治川から巨椋池迄の逆流水路は、通路狭少なるため水勢稍急であるが、巨椋池へ入ると急に面積が廣くなるから水勢が衰へる。そこで運搬して來た土砂を此處に沈積し、かくの如き逆流デルタを建設したのである。

かく、一口附近の地は元湖岸の島や洲が其の

發生原形であらう。それが現在の地形に至る迄には、幾多の變遷を経て來たと思はれるが、其の時代別地形變遷は到底知る由もない。後世平家物語を始め軍記物語に出る一口はそも／＼何處を指すものであるか。現在は東一口の西方に西一口といふ千數戸の小部落がある。西一口の名は徳川初期より現はるる地名である。東一口の名の現はれるのも同様な年代で、元は單に一口（東鑑には芋洗）と出るから、東西兩一口の新舊より考察して見なければならぬ。此の歴史的考察は後章に論述する所であるが、地形並に發生の順序より見て茲に一言する必要がある。前記の軍記物語に現はるるの一口であるから、當時は現在の如く東西に分れず一ヶ所の地名で且つ地續きであつたと思はれる。即ち宇治より京都へ攻上るに、宇治の天嶮抜け難しと見た義經は、宇治より一口へ軍を廻し、京都へ上るの戦略を立てた。之に反し、義仲は京都へ攻上る義經の軍を防がなため、ここに軍勢を屯し備

へたのである。之によつて考ふるに當時一口は湖中の島にあらずして湖岸の一角であつたらう。又一口なる名稱に就いても古來説があり、その中に「古來三方が湖で一方の口より出入する（即ち一方のみが陸續きの意）から一口と言ふ」とある。眞疑は明かでないが、一口は陸續きの一突出部であつたとする考を裏書するの一資料に挿入したい。

猶、皇緒餘地撰部舊山城圖や、附圖の巨椋池湖岸舊圖は共に湖中の島とせず、一の湖岸の突出部、半島の先端として描寫されてゐる。共に徳川時代流行を極めた郷土地誌學者の考證的作圖である。

以上によつて、舊一口は陸續きの部分であつたらうといふ事は略々推測し得る所である。然らば舊一口は何處であるか。現在の東一口は、この見地よりすれば、舊一口と見る事は不合理である。源平時代の一口は軍事上の要地であつ

た點より考察すれば、舟運の利もある所で、多少の聚落はあつたものと考へられる。若し右の考が眞ならば、それは現在の東一口の地にあらざして南方の御牧の地點であつたらう。何となれば、地形より考察して東一口は當時湖中の一島洲であつたと思はれるからである。東一口の西方を河原島といふ事より見ても、其の東にあつた一つの島が現在の東一口の地となつたもので、島の名は失はれて東一口といふ聚落名が後世發生したものと考へる。故に源平時代の一口は、東一口の南方御牧の地で當時は東一口は未だ湖中の淺瀬か洲であつたらうと思はれる。

それが現在の地形に略々形成せられたのは、豊公の土木工事前後の事であらう。豊公は、巨椋池に徹底的な施設を施した大土木事業家であつた。即ち伏見築城に伴ふ宇治川廻流、伏見港市出現を計畫し、今迄宇治川本流が巨椋池に注入してゐたものを横島堤を築き伏見に導き、伏見豊後橋より向島・小倉を結ぶ太閤堤を築堤し、

巨椋池を東西に二分し、次に淀・伏見間に淀堤を造り、巨椋池を南北に二分し、横大路沼を孤立せしめ、巨椋池は淀附近にて、宇治川と相通せしめ、以て舊來宇治川の一部分の觀をなせしものを全く獨立せしめた。此際、湖西の御牧・佐山の耕地を水浸より免れしむるために淀・東一口より東南觀世に至る一大堤防を造つた。茲に於て巨椋池は全く大堤防によつて圍まれ、沿岸浸水の難を防ぎ併せて、淀川洪水調節機關となつた。この堤防工事によつて、巨椋池湖岸の地形が一大變動を來し、交通路は勿論、聚落の發生移動が根本的に行はれたのである。東一口の發生は、右豊公の大堤防(東堤と稱す)築堤に係あるもので、聚落の發生はその前後からであらう。

東一口の土豪山田家の古記、並に土地の人の言傳へに依れば、一口の住民は元、淀漁市に住し、漁舟を業としてゐたものである。天正年間豊公淀築城に伴ひ、右漁市が城廓の一部分とな

る關係上立退きを命ぜられた。仍て、一部分は東一口の現在の堤防上に移轉し、専ら漁業を以て其の生を營み、一部は西一口に據つて舟運の業に従事するものとなつた。而して前記の山田家も元は漁、市在住であつた。漁、市在住當時太閤より件の東堤築堤を請負ひ(金二萬兩を以て)之を完成し以つて巨利を得たと傳へられてゐる。その工事請負の主を俗に太閤隠居と稱し、山田家系圖によると中興第一世といふ事である。

尙傳ふる所によると、山田中興一世が、東堤工事に巨利を得たのは、巨椋池の深淺其の他巨椋池の地理に就きよく通じてゐたため、最も浅い部分に築堤したから土木費の節約を計ることを得た爲だと言ふ。當時迄湖中の洲島であつたのを、西方より築堤し、河原島より東一口に到り、それより湖底の最淺部を觀世迄連續したものであらう。

中内池は大堤防の内側にあるにかかはらず、

水深巨椋池に劣らざる部分のあるのは、右山田氏先祖の築堤工事に當り、湖中の浅い部分を選び築堤した事を裏書するものである。故に東一口聚落發生は豊公時代東堤築堤前後にあると筆者は見るのである。

第二圖 巨椋池(中内湖)のえり



豊公土木工事の結果、巨椋池湖岸地形の變遷に伴ひ聚落の移轉が行はれた。而して移轉聚落は多く新堤防上に移轉した。湖北の横大路・富森等は其の顯著な例である。東一口も右

の場合と略々同一な條件の下に移轉したものであらうが、前者が交通的生命を有したに對し、

後者は専ら巨椋池の漁業的意味を有したのとの差異がある。

現在の東一口聚落の存する堤防は、中央部に於て北側の表道路面上水面より約二間半乃至三間の高さで南側は大體之より稍低い。巨椋池湖岸一帯は過去に於て浸水に悩まされた結果、殆んど皆盛土をなし、その上に人家を建て周らすに樹木を植ゑてゐるのは湖岸聚落の共通形態である。而して其の高さは水面上、十數尺に及ぶものは殆んどない。然るに獨り東一口のみがかく高い理由は、大堤防上に位する事と、其の堤防建設當時此の部分が湖中の一島洲であり、其の上に築堤したので、築堤上好都合であつた事及び、本地が直接湖面に相接し、最も水の脅威を受ける事の甚だしい爲、其の防禦策としてかく高堤を築いたものと思はれる。

右大堤防は巨椋池洪水の第一防禦堤で、東一口から觀世迄凡そ三十町に及ぶ。大體東一口聚落部を除く部分の堤防は、木津川筋の土砂と同

質なもので、水面上六尺乃至九尺、幅は平均九尺位である。本堤防は東一口聚落のある部分を基點とし之に連續してゐるが、其の高度に於ては東一口聚落の部分より遙かに低く、又幅も狭く土質も全然異なる。現在東一口兩端の民家に於て奥行が堤防全體を占むるものは此の新堤防上に建てられたものである。

故に聚落は、初め中央の幅廣く高さも高い部分に發生したが、漸次聚落の發達するに伴ひ、地形に支配され此の堤防上に東西に延長されたのである。

山田氏所藏の天保三年九月の地圖を見るに、西方は河原島迄、東部は現在東一口の東部の橋詰より東方へ約三軒あるのみである。而して明治中年迄は大體天保年間の範圍と大差がない。

聚落の歴史的發達は、現在東一口水産會保存の漁業由緒書を見るに、人皇三十二代用明天皇が、田原へ御隱皇遊ばされ、神樂といふ所から勢田の下へ流れる一口川へ「神樂や一口川に鯉

のぼる人々戀するはちすのはゆけ」といふ短冊を流された所、件の短冊をくはへた鯉が後漁市の漁師の獲る所となり、不審に思ひ禁裏へ奉つた。其の御短冊御詮議の結果用明天皇の御製と判り、其の賞として、在所の名を一口川にかたどり、一口村といふ名を賜はり、且つ流域一帯の漁獵自由の許を得たといふ、記載がある。眞疑は不明であるが、蓋し一口の記事として之上古い時代に遡るものはあるまい。之に據ると一口川が勢田附近にあつて、それにちなんで一口村と命名された事になつてゐる。又古くより漁獵を以て生をたてて來たものなる事も窺はれる。

次は、鳥羽院御舟遊の時御刀を拜領した記事である。説明を省き原文を掲ぐると「鳥羽院御舟遊御幸時大池の内よりくわんちよの木と申所にて鯉の簀巻御覽其時、一口村役人一人申務と申す官名被爲下東は津輕外の濱、西は櫓械の及所迄漁方の御綸子并御大刀頂戴仕、御綸旨は

在家に差置候事勿體入幡宮御煎殿之奉納候由、御大刀は一口村に残し、只今二氏神御祭禮の御供任村の者行年四十六才に餘り、平袴を着彼御大刀をかたげ、昔より作法段々往古の例を以て只今に不怠相勤申し、三ヶ所の漁師の儀者一口村のわかれにて、大池其の外大川筋併小川枝川共に大池海口までも漁仕候勿論、洪水の節は川續御料私料共に御田地の上迄も立毛の構無御座所の分は何方迄も水にしたひ漁仕來候」とある。

右大刀は現在村の山田賀方氏方に保存され、箱に包まれた不開の刀であり、極めて神秘視し丁重を取扱をしてゐる。原文の村祭の時右大刀をかたげるとあるが、祭の際の大刀は別に模造品を製作したものであるといふ。又記録中の申務といふ姓の家は現存してゐる。

東一口の中央に存在する安養寺は十一面觀音を以て著名なる寺院である。本部落内には全く神社を有しない。之は不思議とする所である。



(氏神は同村玉田神社である。)その代りに安養寺を以て氏神の代用とし、冠婚の祝事より入退營に到るまで、總て先づ本寺院に參詣祈願する習慣である。其の安養寺の縁記として傳ふるものに據ると本寺は崇徳天皇の天治元年には淀漁市にあつた。當時中村兵衛貞次の子貞治なる者が佛門に入り之に關係を有し後此地に來た事を記述されてゐるが、當地に移轉して來た年代は全く明かでない。土地の人は貞治がすぐ當地に來た事にして今より約七百年前に移轉した事に言ひ傳へてゐるが、明瞭を缺く。

次に天正十三年淀漁市より移轉したといふ傳へがある。之は既に述べた所であるから省略する。兎角淀から移轉して來た事は事實であらう。淀から移轉して來た當初は三十六戸で、後世迄三十六人衆といつて其の草分を誇つてゐたらしいが、今日に於ては右三十六人衆の舊家後裔さを明かでないらしい。

既に述べた東一口の舊家山田家は、東一口の

歴史と密接な關係があり、徳川時代より巨椋池湖岸の大地主にして且つ漁業家の代表であつた

第三圖 東一口の住宅 (山田氏宅正門)



關係上、幾多の古記古圖を藏し、巨椋池並に沿岸研究の書庫と言ふべきものである。筆者は過日山城一と稱せらるる城廓の如き山田

氏宅を山田賀方氏の御案内によつて位牌並に古圖を拜見した。位牌には中興第一世より第二十

六世までである。中興六世までは年號がないが、第七世に寛永十九年の死去を刻してある。中興一世は何時頃の人か不明であるが、七世より以下の分より推算すると足利末期のものと思はれる。系圖沿革が是以上明かでないので、山田氏の文書より東一口の沿革を知る事は現在困難である。

次に巨椋池水産會保存の古文書に太閤秀吉は巨椋池に於て鯉の簀巻を見、一口村・伏見彈正町の漁人等之に従事し、又臺徳院・大猷院等も同様巨椋池で舟漁遊をして部落民川狩に奉仕し各々賞を戴いた記事がある。之に據つても豊公時代には、一口の部落民は漁舟的生活を營んでゐた事が明かである。但し右一口とは東一口を指すか否か一考を要する。

最後に軍事的見地より見れば平家物語や源平盛衰記又は東鑑に一口の記事を散見する。之は既述の通り軍記物語の一口は現在の西一口を指すものと考へてゐる。西一口の地は、現在の東

一口の存する大堤防築堤以前は、湖岸の一突出部分であつた。西一口が當時の一口で一口の本據は即ち西一口と思ふ。之には古よりの傳説もあるやうだが、西一口の小字古城は元御牧勘兵衛の古城の址と言はれてゐる。(之には異説もあるようだが)御牧勘兵衛は戰國末期の巨椋池湖岸の大豪族にして、其の子孫たる四手井彦四郎氏所藏の文書を見るに、文祿四年八月八日上山城國御藏入帳の運上高壹萬四千三百五拾六石三斗六升とあり、驚くべき勢力家であつた事が判る。又信長や太閤・家康等の朱印狀を數多く受けて居り、其の中の太閤朱印に「上山城中池河漁之儀如前ニ可仕候旨可申候 御牧勘兵衛」とあり、漁業の總元締を古くより司つてゐた事が明かである。其他御牧村專念寺は勘兵衛の開基とある等、大豪族が西一口に據を構へ且つ漁業の元締をしてゐた點等より考ふると、軍記物語や前記の水産會の古文書に出る一口は、即ち西一口であつたらうと思ふのである。

而して西一口は(中世の一口)は巨椋池の湖岸に面してゐたので、交通上・軍事上の要地であつた。従つて中世に於て京都攻略の場合には、常に其の第一防禦線となつた。東鑑に「破淀芋洗要害、宿高島邊」とあり、又平家物語に義經は「淀一口へや向ふべきか、又河内路へや廻るべき、水の落足をや待つべきいかせんと言ふ」とある。當時淀と共に軍略的要地であつた事は右によつても十分窺はれる。交通上の要地であつた事も勿論で、都名所圖會拾遺に「淀のひがし十町許にあり、民居小倉の御池の汀なれば常に漁獵を産業とす。此所にしへは河内或は津の國より宇治に至る順序なり」と記載してある。然し此等は湖岸の地形が現在と大いに異り、山城三川が巨椋池又は其の周縁部にて落合ひ、面積も大であつた時の事である。後世豊公土木工事に伴ひ、一口の軍事的・交通的價値は急に減殺され、以後漁業專業の一聚落になり、之に代るに淀が益々發達した。

而して、舊一口、即ち西一口は堤防内に取殘されたから聚落はより以上發展しなかつたが、東一口は、湖岸に位し、直接巨椋池に接し漁舟の便がよい爲めに湖岸第一(山城第一)の漁舟的聚落として發達した。西一口も堤防設置後、漁業又は舟運上の便利の爲に、右堤防上に移轉して來たらしく、徳川時代の地圖又は地誌類の中に、東一口の西同一堤防上に西一口の部落が記入されてある。

### 三、聚落の形態と發達

東一口の聚落は湖岸堤防上に發達したもので、聚落形態上より見れば街村である。東西民居のある部分の延長約十一町、其の幅最大、北側の水面より南側水面迄約五十五間、最少部分二十間内外である。幅の最も廣い部分は中央部である。その中央部のみは表通の他に裏路が表本通りに併行に通じ、民家は表通と裏通りの南北に並び建てられてゐる。表通りには、北側に一間半乃至二間道路が東西に通じ、十數年前迄

は、この道路の片側、即ち南側のみに人家は限られてゐたが、近時道路の北側にも民家が並び

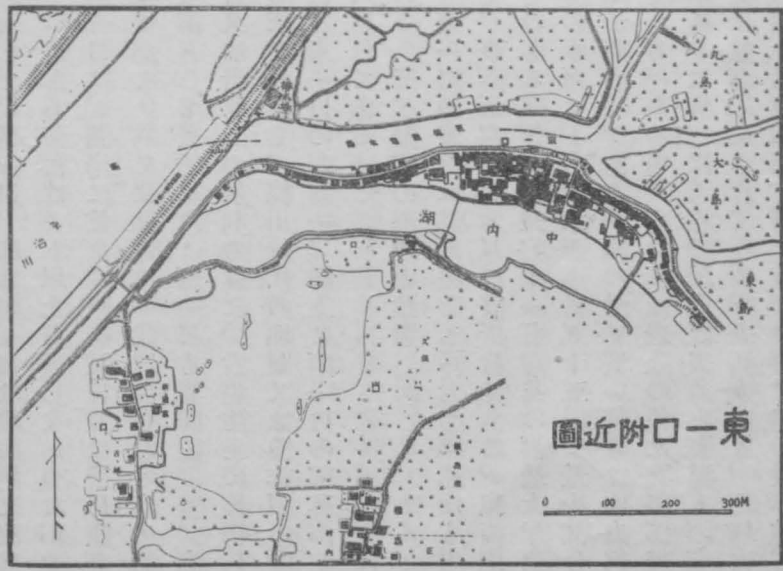
第四圖 東一口の聚落



現在では十二戸を數へる。北側の民家は明治二十三年の六百分一地積圖には民家一戸と、一二納屋があるのみである。大正十一年測圖の京都都市計畫地方委員會の三千分一地圖（附圖東一口附近圖參照）には戸數數戸と納屋三四を記入

して居るに過ぎない。故に元は全く非對照的な街村であつた。之は一には、北側は人家を建設

第五圖



するの餘地なき堤防の絶壁であり、一には北側が巨椋池に面し、洪水の災厄を直接蒙る危険區域である關係上、かく民家は道路の南側に限定せられたものである。表道路南側の舊來より存在する民家は、道路より二三尺宛高く土盛をなし家を建て、北側は冬の寒風を防ぐ爲に板圍をし、又門塀造りが見當る。北側本通りにある戸數は、本年初め實測された六百分一圖を見ると百三戸である。然し之は右道路に接する宅地數であるが、實際の門口は南の中央道路に面してゐる所があるから、百三戸より數戸を除いたものが、表本通りに面する實際戸數である。筆者の實際調査によれば九十三戸あつた。聚落實長六百六十間の間には多少の空地もあるが、殆んど家が竝んでゐるから、宅地數百三で割ると一戸宛約六・四間となる。即ち表通り一戸平均の屋敷間口六・四間である。然し實際は空地や其の間に道路があるので、一戸平均は六間以下にならう。

裏通りには道路の南北にて宅地數合計三十三戸、最南の湖岸低地に最近二戸あり、其他南北の道路に面するものを加へ、東一口全戸數現在百六十一戸である。東一口宅地總面積一萬千三百坪の中に、百六十一戸あるのだから、一戸宛平均坪數六十八坪に過ぎない。右宅地の外に約二町歩が畑地及び道路の總面積である。以て如何に人家稠密なるかを知る事が出来る。

従つて道路は極端に狭められ、表本通りの幅員さへ既述の如く一間半乃至二間道路である。中央の裏通り、又は表道と裏通とを結ぶ南北の通路は、三尺乃至六尺内外である。此處にも漁村密集聚落型の特徴を示してゐる。裏通りや南北の小路は、近時所々セメントを以て鋪裝せられてゐる。かく人家櫛比の状態なれば一朝火災に見舞はれる時は、忽ち灰燼となるかと思はれるが、よくしたもので未だ會て大火を見ず、よし失火すと雖も堤防の兩側共に湖水で、何れの方よりするも二十間内外で水が自由に得られ、

又家財等も瞬時にして湖中に運ぶ事を得る等火災に對しては、處置誠に都合よく出來てゐる。

次に、普通民家一戸の構造を見るに、本來の生業が漁業專業であつた關係上、母屋のみを有する入母屋式草葺平屋が其の最も古いものである。然し現在は殆んど瓦葺である。納屋・倉庫の類を有するものは少く、又其の必要もなかつたので、一部富有階級其他を除いては、一戸一棟式が多い。納屋は本來は漁具を入れるものであつたらうが、漸次農業化し、半漁半農的色彩を帯びるに従ひ、この納屋の必要を來した。漁業專業であり、且つ餘分の土地は寸土もないこの地に於ては、庭を極度に制限されてゐる。之は山城盆地の中で他に見られざる最も特徴ある點で、地形と職業とによつてかくの如き形態になつたものである。舊來、事實庭を必要とせな

かつたが、明治末年行はれた内務省淀川改修工事の結果、巨椋池が淀川本流と全然分離され、全く死滅湖に等しくなつてからは漁獲物急減し、到底傳統を維持し以つて家計を立てる事は困難となり、一方湖岸に干拓地が出來た結果、此等の干拓地を耕作する半農半漁的生業に變化した。ここに於て納屋・倉庫・庭を必要とするに至つたが、家の敷地以外殆んど餘分の土地を有しないので庭を得る事が出來ず、農業的生產を爲すには極めて不便を感じてゐる。

次に聚落發展の順序は、先づ中央部の安養寺より山田賀正氏附近一帯の地域が最も古く、初は北側表通りに面する部分に聚落の發生があり、漸次人家は其れより東西に又表通りの南側に發達したものと思はれる。(未完)